

平成26年 多賀城市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 会議の年月日 平成26年1月22日(水)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子
教育長 菊地 昭吾
- 4 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 大森 晃
学校教育課長 麻生川 敦
生涯学習課長補佐 伊藤 由美子
文化財課長 加藤 佳保
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 5 記録係 教育総務課副主幹 古関 義信
- 6 開会の時刻 午後4時
- 7 議事日程
 - 日程第1 会議録の承認について
 - 日程第2 会議録署名委員の指名について
 - 日程第3 諸般の報告
事務事業の報告
臨時代理事務報告第1号 平成25年度多賀城市教育功績者等 表彰(追加)について
 - 日程第4 議事
 - 議案第1号 平成26年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について
 - 議案第2号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見について
 - 議案第3号 多賀城市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例に対する意見について
 - 議案第4号 和解及び損害賠償の額の決定に対する意見について
 - 日程第5 その他

委員長　ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回定例会を開会します。

日程第1　会議録の承認について

委員長　先ず、前回定例会及びの会議録について承認を求めます。会議録については、事前にお配りをしておりますので、本日は朗読を省略します。前回定例会の会議録について承認を求めますが、御異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

委員長　異議がないものと認め、前回定例会の会議録については、承認されました。

日程第2　会議録署名委員の指名について

委員長　続きまして、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、委員長において菊池すみ子委員、今野委員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第3　諸般の報告について 事務事業等の報告

委員長　これより、本会議に入ります。事務事業等の報告について、教育長の説明を求めます。

教育長　はい。諸般の報告をいたします。平成25年第12回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係。1月6日、定期昇給者に係る辞令を交付しました。教育委員会事務局職員は56名中50名が定期昇給しております。

1月17日、第4回教育振興基本計画策定会議が開催されました。今回の会議では、前回の会議で委員から出された意見等により見直しを行った内容について事務局から説明を行い、各委員の意見を伺いました。今後は、市議会議員説明会で計画の概要等について中間報告を行い、3月の教育委員会定例会に提案する予定です。

学校教育課関係。市立小中学校は、昨年12月20日の第2学期終業式で冬休みに入り、18日間の休みを終え、1月8日の始業式から3学

期に入っております。

冬休み中には、今年度で2回目となった多賀城スコーレのウィンタースクールが12月25日から27日の3日間、多賀城市中央公民館で開催され、小学生延べ166名、中学生延べ70名が参加しました。

また、12月27日に、平成23年6月23日に発生した、城南小学校のクラブ活動中の事故賠償について、相手方と多賀城市の提示額で和解することについて同意しましたので、2月の市議会定例会に議案として提出することになります。内容については、本日の議案として提出いたしております。

小・中学校のインフルエンザについては、現在のところ学年閉鎖や学級閉鎖の報告はありませんが、引き続きうがいや手洗いの励行等感染の未然防止に努めて参ります。

生涯学習課関係。1月10日、青少年健全育成市民会議理事会を開催し、平成25年度青少年善行表彰者の選考について協議しました。表彰式は2月5日、教育功績者表彰式終了後に行う予定です。

1月12日、文化センターにおいて、平成26年成人式を開催しました。対象者は、平成5年4月2日から平成6年4月1日生まれの633名（男351名・女282名）で、市外居住者を含む426名が出席しました。式典は市内中学校卒業生による実行委員会が企画運営し、中学校当時の出来事を振り返る映像の上映や恩師のスピーチ、新成人代表の決意表明などで心に残るものとなりました。

平成26年1月22日提出、多賀城市教育委員会教育長菊地昭吾。

委員長 ただいまの説明について、質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

委員長 質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

臨時代理事務報告第1号 平成25年度多賀城市教育功績者等 表彰（追加）について

委員長 次に、臨時代理事務報告第1号平成25年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について、教育長の説明を求めます。

教育長 臨時代理事務報告第1号平成25年度多賀城市教育功績者等 表彰（追加）について、副教育長から説明させます。

副教育長 平成25年度多賀城市教育功績者表彰等（追加）について

ご説明いたします。

〈個人情報につき非公開〉

委員長 ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

委員長 質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第1号について、承認します。

日程第3 議 事

議案第1号 平成26年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について

委員長 次に議事に入ります。議案第1号平成26年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について、教育長の説明を求めます。

教育長 議案第1号平成26年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について、各課長から説明いたします。

副教育長 議案第1号平成26年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について、ご説明申し上げます。資料の5ページから8ページまで、議案の本文が記載されておりますが、説明は、別冊の資料でご説明申し上げます。別冊の議案第1号資料をご覧ください。昨年度との変更箇所を色つきで示しております。追加した分を赤い文字、削除した分を青い文字で示しております。主に、昨年度との変更箇所を中心に順にご説明申し上げます。

はじめに教育基本方針ですが、本年度は内容を変更はしておりません。これは、平成23年度に、平成23年度を初年度とする第五次多賀城市総合計画が策定され、多賀城市の将来都市像、教育関係の政策タイトルが決定したことから、それらとの統一性を持たせるために23年度に一部変更しておりますが、これは、基本方針でございますので、平成24年度、平成25年度と引き続いて、同じ内容となっております。

次に、この教育基本方針を受けまして、教育重点目標を定めております。この重点目標につきましては、1学校教育の充実から5文化財の保存と活用まで、それぞれの分野における内容を定めております。各項目ごとに、担当課長から変更内容やその概要をご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

学校教育課長 それでは学校教育の部分ですが、学校教育の充実につきまして1ページをご覧ください。「自ら学ぶ意欲」を削除しておりますが、これは後にも同じ言葉が出てきますので、削除しております。(1)から(5)までありますが、(2)に「協働する力」、協力して共に学ぶ力でございますが、こちらを追加しております。その施策の中に、スクールソーシャルワーカーを中心とした相談活動が増えておりますので、スクールソーシャルワーカーを中心とした相談相談体制をつくっていくということで、カウンセラーや支援員との相談体制をつくりたいというものでございます。それから研修についても実践的な研修を推進する、を追加しております。次に「ともに学び、ともに育つ特別支援教育の推進」のなかで、法令の改正も行われていたものですから、整理を行っております。

次に(3)ですが、「福祉部門等との連携」を追加しております。(4)は、「副読本の活用」、(5)は防災関係の資料集を来年度から作成するというので、大学や他の部門と連携して資料集を作成する、といった内容を追加しております。以上でございます。

生涯学習課長補佐 生涯学習課関係でございます。2ページの2生涯学習の振興から3ページの4芸術文化の振興までご説明いたします。生涯学習の推進につきましては、これまでの取り組みの成果を大切にしながら、講座や学習内容の充実、学校、家庭、地域の連携協力による協働教育の推進、読書活動の推進、団体支援に取り組んでまいります。特に、26年度は大代地区公民館の指定管理者による運営のスタート、学校支援地域本部事業及び放課後子ども教室の実施校区拡大、市立図書館移転準備等、重点的に取り組んで参ります。

3スポーツの振興でございますが、スポーツ振興については、多様目、多世代、多目的でつくる市民スポーツ社会実現のために取り組みを進めて参ります。これまでの取り組みに加え、ベガルタ仙台、楽天ゴールデンイーグルス、仙台89ーズ、仙台ベルフィーユに代表される県内に本拠地を置くのプロスポーツの認知度向上、2020年の東京オリンピックパラリンピック開催決定等、スポーツに対する関心の高まりを踏まえ、スポーツ機会の充実、社会体育施設等の環境整備、スポーツ団体の支援

に取り組んで参ります。これらスポーツ推進のための取り組みを円滑に進めるため、スポーツ推進のための基本計画策定に取り組めます。

4 芸術文化の振興については、市民の多様な文化活動を積極的に支援します。心の豊かさを求める市民の文化に寄せる関心と期待に対応するため、国内外の優れた芸術を鑑賞する機会の拡充に努めます。文化センターの特性を生かしたホール事業を実施します。市民団体が自主的に取り組む発表会やコンサート等の催しを応援します。

文化財課長 4 ページをお願いいたします。5 文化財の保存と活用でございますが、文化財につきましては、本年度から引き続き取り組みを進めていきたいということでございますが、若干文言の整理を行っております。1 行目ですが、「歴史文化の向上」に「に対する意識」を追加しました。

次に（1）は昨年度と同様です。（2）特別史跡多賀城跡復元整備事業の推進が赤字になっていますが、文言を修正しております。（3）ですが、こちら文言の修正を行っております。（4）も同様です。（5）も同様ですが、丸の2 つめ「遺物棚収納の増設等、施設の改修」ですが、来年度は設計を行いまして、再来年度に増設を行いたいと考えていますので、削除しております。それに関連して（6）ですが、郷土芸能道場の耐震につきましては今年度で終了しますので削除しまして、古文書等収納設備設置の検討として、設計業務を来年度行いたいといった内容になっております。

副教育長 最後に議案の資料として、5 ページから平成 25 年度の教育基本方針、教育重点目標の主な実績をお渡ししておりますが、こちらのひとつひとつの事業ごとの説明については、割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上で、議案第 1 号の説明を終わります。

委員長 ただいまの説明について、質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

委員長 質疑がないようですので、採決に入ります。議案第 1 号について、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長 異議がないものと認め、議案第 1 号について原案のとおり決定します。

議案第 2 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見について

委員長 次に、議案第2号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見について教育長の説明を求めます。

教育長 議案第2号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見について、副教育長から説明いたします。

副教育長 議案第2号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見についてでございますが、この議案につきましては、2月12日から開催される予定の市議会定例会に提案される条例の改正案ですが、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められたので、異議ない旨意見を申し出るものです。その改正内容ですが、12ページの新旧対照表でご説明いたしますので、12ページをお開きください。左側が新、右側が旧でございます。教育長の給料、期末手当につきましては、平成25年4月から平成26年3月まで5%減額しておりましたが、これを1年間継続しまして、平成27年3月までするという内容でございます。この減額を行ってきた理由ですが、本市の財政状況がかなり厳しいということに鑑みまして、市長、副市長の特別職の給料と期末手当を減額してきたという経過がございます。これは平成12年度から減額しておりますけれども、教育長の給料等も同様の措置を講じてきたという経過がございます。前のページになりますが、11ページをご覧ください。附則ですが、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長 ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

委員長 質疑がないようですので、採決に入ります。議案第2号について、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 異議がないものと認め、議案第2号について原案のとおり決定します。

議案第3号 多賀城市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例に対する意見について

委員長 次に議案第3号多賀城市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例に対する意見について、教育長の説明を求めます。

教育長 議案第3号多賀城市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正す

る条例に対する意見について、副教育長から説明させます。

副教育長 議案第3号でございますが、この議案につきましても、2月12日から開催される予定の市議会定例会に提案される条例の改正案ですが、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められたので、異議ない旨意見を申し出るものです。その改正内容ですが、16ページの新旧対照表でご説明いたします。改正内容の説明に入る前に、改正に至った経過等についてご説明いたします。

資料はございませんがその内容についてご説明いたします。平成25年6月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、という法律が公布されております。一般的に第3次一括法と呼んでいますが、この中で、社会教育法が改正されております。改正前の社会教育法の中では、社会教育委員の委嘱基準ですが、第1条第2項にあります、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験者の中から、教育委員会が委嘱する。」というもので、社会教育法の中で規定されておりました。今回、平成25年6月に公布された、第3次一括法による社会教育法の改正で、「社会教育委員の委嘱基準は、地方公共団体の条例で定める。」こととされました。そして、「委嘱基準を定める際には、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。」とされまして、文部科学省令で定められた参酌すべき基準ですが、改正前の社会教育法の内容と同様の内容となっております。

資料の16ページの、新のほうの第1条第2項に追加する内容ですが、これまで社会教育法で規定されていたものと同様のものが、文部科学省令で定められておりますので、こちらにありますとおり、第2項として、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験者の中から、教育委員会が委嘱する。」とするものです。これまで多賀城市では、これまで法律上の規定によっておりましたが、これまでの社会教育委員会議の状況、委員構成等をみますと、文部科学省令で定める内容、これまでの構成と同じということになりますが、条例の一部改正を行いたいというものです。

次に、旧で第4条を削っていますが、これは、今回の社会教育法の改正とは直接関係はありませんが、現在、社会教育委員の費用弁償については、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」で、別に定めがありますので、こちらの条例からは削ったものです。

また、第5条については第4条に繰り上げて、字句の整理を行うもの

です。なお、現在の委員の構成ですが、学校教育2名、社会教育3名、家庭教育2名、学識経験者3名の合計10名という構成になっております。左側の15ページをご覧ください。真ん中から下のところに、附則がございます。1としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものです。2としまして、これは経過措置ですが、この条例の施行の際に、改正前の条例に基づく、社会教育委員であるものについては、この条例の施行の日に、この条例による改正後の条例により、社会教育委員に委嘱されたものとみなすものです。

なお、その際の任期については、条例施行日における委員としての任期の残任期間とするものです。参考までに現在の委員の任期でございますが、平成25年6月1日から平成27年5月31日までの2年間でございます。以上で、説明を終わります。

委員長 ただいまの説明について、質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

委員長 質疑がないようですので、採決に入ります。議案第3号について、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長 異議がないものと認め、議案第3号について原案のとおり決定します。

議案第4号 和解及び損害賠償の額の決定に対する意見について

委員長 次に議案第4号和解及び損害賠償の額の決定に対する意見について、教育長の説明を求めます。

教育長 議案第4号和解及び損害賠償の額の決定に対する意見について、学校教育課長から説明させます。

学校教育長 議案第4号和解及び損害賠償の額の決定に対する意見について、ご説明いたします。この議案につきましても、2月12日から開催される予定の市議会定例会に提案される予定の案件です。市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められたので、異議ない旨意見を申し出るものです。

〈個人情報につき非公開〉

委員長 質疑がないようですので、採決に入ります。議案第4号について、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 異議がないものと認め、議案第4号について原案のとおり決定します。

日程第4 その他

委員長 次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたらお願いします。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。これをもって、多賀城市教育委員会第1回定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後4時40分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 古関 義信

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成26年2月27日

多賀城市教育委員会

委員長 印

委員 印

委員 印